

香芝市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年2月28日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 山 武 彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査

第3 監査の対象

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1 公の施設 | 香芝市学童保育所条例第2条に定められた香芝市立学童保育所 |
| 2 指定管理者 | シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 |
| 3 所 管 | 福祉部 保育課 |

第4 監査の執行実施期間

令和6年11月27日から令和6年12月25日

第5 監査の着眼点

公の施設の管理を行っている団体の当該財政的援助等に係る出納その他事務の執行が法令等に従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

公の施設の指定管理に係る財務に関する事務の執行状況について、提出を求めた資料を検討し、関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、公の施設の指定管理者及び当該施設の所管課関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、公の施設を行っている団体の当該財政的援助等に係る出納その他事務の執行については、概ね妥当に処理されていると認められたものの、一部に留意を要する事項が見受けられた。

1 要望事項

今後も民間事業者の管理運営能力とスケールメリットを活用し、保育の質の向上と市民の立場に立ったサービスの提供に努めて頂きたい。